

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5K6Z13C00250		5L7C1AA0025 0001					
品名 または 件名							
陸上自衛隊SNSの運用支援							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
市ヶ谷				陸幕広報室			
搬入場所				納期または工期			
				令和8年3月31日(火)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsd/fin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年4月18日(金) 11時00分 中央会計隊入札室(E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日15時00分(前日が休日及び休養日の場合は、その前日)までに担当者必着分を有効とする。

- エ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。
（FAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
別途執行日時を示して後日執行する。
- キ 契約手続の問い合わせ先
中央会計隊契約科第3班 當銘（とうめ）（TEL:03-3268-3111 内線47555）
（FAX:03-5269-5135（直通））
- ク 仕様書の問い合わせ先
陸上幕僚監部監理部総務課広報室 青木（TEL:03-3268-3111 内線40087）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
陸上自衛隊SNSの運用支援	仕様書番号
	陸幕監理部総務課0007
	防衛大臣承認
	年 月 日
	作 成
	令和7年 2月28日
	変 更
	年 月 日
	作成部隊等名
	陸上幕僚監部監理部

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が運営するX、Facebook、Instagram及びYouTube（以下、“陸自SNS”という。）各アカウントにおいて実施する運用支援（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に規定していない事項は、請負事業者の規定する仕様及び社内規格並びに一般商慣習による。

1.3 役務の目的

陸上自衛隊に対する幅広い層からの信頼と親近感の醸成を図るため、部外の専門的知見を有する企業等にSNSに関する運用支援を委託するもの。

2 役務に対する要求

2.1 一般的要求事項

2.1.1 対象となる媒体

別紙に示す陸自SNSで運用中のアカウント（X：28アカウント、Facebook：22アカウント、Instagram：11アカウント、YouTube：25アカウント）の分析・評価及び運用支援を実施するものとする。（各SNSのアカウントについては、年間を通じて、若干の増加あり）

【対象アカウント】

区 分	X		Facebook		Instagram	YouTube
	日本語	英語	日本語	英語	日本語	日本語
陸上自衛隊	○	○	○	○	○	○
陸上総隊	○	/	○	/	/	○
北部方面隊	○	/	○	/	○	○
東北方面隊	○	/	○	/	/	○
東部方面隊	○	/	○	/	○	○
中部方面隊	○	/	○	/	○	○
西部方面隊	○	/	○	/	○	○
第1師団	○	/	○	/	/	○
第2師団	○	/	○	/	/	○
第3師団	○	/	○	/	/	/
第4師団	○	/	○	/	○	○
第5旅団	○	/	○	/	/	○
第6師団	○	/	/	/	/	○
第7師団	○	/	○	/	/	○
第8師団	○	/	○	/	○	○
第9師団	○	/	/	/	/	○
第10師団	○	/	○	/	/	○

第11旅団	○					○
第12旅団	○					○
第13旅団	○		○			○
第14旅団	○		○			○
第15旅団	○		○		○	○
第1空挺団	○		○		○	○
水陸機動団	○					○
第1ヘリ団	○		○		○	○
教育訓練研究本部	○		○		○	○
富士学校	○		○			

2.1.2 KPI

2.1.1 に示す各種媒体において、昨年投稿された同趣旨の投稿と比較し、フォロー数を約1.2倍以上に増加させることをKPIとして設定する。

※ X：タイムライン表示数、Facebook：フィード表示数、Instagram：フィード表示数、YouTube：チャンネル登録数

2.2 各種SNS有料サービス支援

下記に示す陸上自衛隊SNSの有料サービスについて支援（支払等支援）するものとする。

【対象アカウント】

区分	Xプレミアムプラス		YouTube プレミアム	Google One プレミアム
陸上自衛隊	日本語	英語	1コ アカウント	1コ アカウント
陸上総隊	日本語			
北部方面隊	日本語			
東北方面隊	日本語			
東部方面隊	日本語			
中部方面隊	日本語			
西部方面隊	日本語			

2.3 運用支援のための分析・評価

本役務にあたって、次の順で分析・評価を実施するものとする。

なお、契約締結後、陸上自衛隊に関する映像・動画については、陸上幕僚監部監理部総務課広報室、陸上総隊報道官及び各方面総監部総務部広報室（以下、“各広報室”という。）から、契約の相手方に提供するものとする。細部は、各広報室との調整による。

a) 課題及び目的の明確化

陸上自衛隊の広報の方針理解、各SNSアカウントの地位及び役割の明確化

b) 現状分析

1) SNS特性分析・比較

各SNSについて、全般特性を分析し比較

2) ターゲット分析

現ユーザーの属性分析、今後のアカウント毎のターゲット案出に関する助言

c) 運用評価

1) 年間を通じた運用戦略について契約後速やかに官側と調整を行う。

2) 月1回を基準にKPIに基づいた運用評価を行うとともに、翌月の運用に反映すべき事項を具体化するものとする。

3) 2)に加え6ヵ月（上半期・下半期）毎の分析レポートを提出するものとする。

- 4) 評価指標として、インプレッション、リアクション、コメント、シェア、リポストとを含めるとともに、可能な範囲でそれらの結果を踏まえた年齢等、属性別の評価を行う。

2.4 運用支援

2.2における分析・評価に基づき各アカウント毎実施するものとし、次の項目を含む。

- a) 令和7年4月1日の投稿からの各SNSアカウントの分析
- b) 改善点の抽出・考察（動画含む）
- c) 各広報室の依頼に基づき投稿文（ハッシュタグの提案含む。）及び画像の確認、助言及び加工・修正案提示（投稿数制限なし）を素材支給から陸上自衛隊側が希望する時期に納品する。
- d) コメントのレポート
各広報室から提供する写真、動画素材の各SNS媒体に適した撮影、素材選定及び編集に対する提言、既存視聴者層と新規視聴者層との分析等を含めたCRMツールを使つての投稿コンテンツの分析評価
- e) コミュニケーション方針策定への助言
ユーザーからのリポスト、いいね、コメント等のコミュニケーション方針策定に関する助言
- f) SNS発信計画の共有
各SNS発信計画については、各広報室が請負事業者へ提供する。
- g) 運用開始に関する調整
運用支援開始に先立ち、陸上幕僚監部広報室と運用支援に関する細部調整を実施

2.5 中間報告

2.4の運用支援において、各広報室へ月単位で翌月15日（基準）に資料提出による報告を基準とし、各広報室の調整によりリモートでの報告を実施（各広報室とのリモート会議の上限は各広報室毎3回/年までとする）

2.6 最終報告

令和8年3月31日（基準）令和7年度の総括レポートのデータによる納品（令和8年4月下旬）をもって終了。

2.7 報告要領

電子媒体

2.8 納入場所

市ヶ谷駐屯地A棟広報室（データにて納入）

3. 実施条件

- a) 履行に当たり、SNSコンサルティング、ディレクション及びコンテンツ作成請負の経験を有することとする。
- b) 直近3年間に中央省庁及び独立行政法人の公的機関において、SNSに関する「データ収集（モニタリング）」、「各投稿への示唆」、「クリエイティブ制作」、「時期方針へのアドバイザリー」の一貫した業務や同等の業務を適切に履行した経験を有することとする。

c) 各SNSプラットフォームにおいて、分析に必要な量のデータ取得が可能であること。

4 品質保証

4.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下，“担当官”という。）の定める監督・検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 不具合等の処理

履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、担当官等と協議するものとする。

入 札 書

調達要求番号	5L7C1AA0025	契約実施計画番号	5K6Z13C00250
--------	-------------	----------	--------------

金額 円 (税抜)

品名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
陸上自衛隊SNSの運用支援	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	市ヶ谷		納入期限(工期)	令和8年3月31日	
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 4 月 18 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所
 会 社 名
 代 表 者 名
 担 当 者 名
 連 絡 先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者